

第 1 回部会を受けた委員等からの質問事項

(注) 文中で用いている資料番号は、第 1 回部会の資料番号によっています。

I 農業集落調査関連**【農業集落調査以外のソースから把握している集落関連事項の取扱い】**

1. e-Stat で公表されている農業集落調査の集計結果の中には、農業集落調査以外から得られる情報を用いて、「立地条件等」「農業集落の概況」の集計も行われています。

今回の変更により、調査対象から外れる農業集落が発生しますが、これらの農業集落調査以外をソースとする結果表についても同じ取扱いになりますか（「立地条件等」等の集計表についても、約 3 千集落が母数から除かれるということですか。）。

【審査メモの記載ぶりに対する指摘】（資料 2・P16）

2. 資料 2（審査メモ）の P16 の論点において、今回の変更により調査対象から除外される集落について、「事実上、農業が行われてない集落」と記載されています。

しかし、母集団名簿が、農業に従事する人の居住地に着目して作られ、農地の所在地に着目したものでないことからすると、この記載は、正確な記載になっていないのではないのでしょうか。

【行政記録情報等による代替】（資料 4・P16（b））

3. 農業集落調査の報告者の選定について、今回の計画では、「実際に農業に従事する立場の人から統一的に選定するという考え方」によるとされていますが、農業集落調査の調査事項は、地域の活動に関する内容であり、公知又は地域で共有されている情報と考えられます。

ですので、実際の農業従事者でなくても、地方公共団体職員など（農業委員、普及指導員などを含む。）地域の事情を知る人や、その他の行政資料で分かる場合もあるのではないかと思います。

将来的に、農業従事者以外から回答や情報を得る方法は考えられませんか。

【回答が得られない場合の対応】（資料 4・P17（d））

4-1. 今回の計画では、候補者の選定に当たっての優先順位が多段階に設定されていますが、誰に聞いても分からなかった場合の取扱いについて、あらかじめルール化した方がよいのではないかと思います。

本調査の調査事項である寄り合いの開催状況などは、公知又は地域で共有されている情報と考えられますので、報告者からの回答がなく、疑義照会によっても明らかにならない場合には、寄り合いの存在がそれほど認識されていない可能性が高い場合もあり、事実上「開催されていない」と同等に扱ってもよい場合も少なくないのではないのでしょうか。

そうであるならば、例えば、

- ① 調査票に、はじめから「わからない」という欄を設けておくことで、報告者に接触する負担の軽減や、調査の効率化を図る
- ② 集計時において、「開催されていない」には、どこまで調べても分からない場合も含まれる」とする

といった対応も一案だと思いますが、いかがでしょうか。

4-2. また、調査の実施過程では、「選定された報告者が報告事項全てについて回答不可の場合には、(略)次候補者(略)へ調査票を再発送する」(資料4・P17(d))とされていますが、全てについて回答不可の場合だけでなく、一部回答不可の場合についても、回答が得られていない事項に限って、次候補者に回答を求めるという柔軟な対応も有り得るのではないのでしょうか。

【今回調査対象から外れる集落の取扱い】(資料4・P19(c))

5. 資料4のP19では、「調査対象から除外される農業者が居ない農業集落においても、一部集落内には農業用排水路、森林やため池・湖沼などの地域資源は存在している」と回答されていますが、今回除外される農業集落であっても、今後、新たに農業者が居住したり、農業が行われたりする可能性もないとは言えませんし、一定のデータニーズもあり得るのではないのでしょうか。

そうであれば、将来的には、そのような地域の地域資源についても、調査あるいは何らかの別の方法などで把握しておく必要があるのではないのでしょうか。

【調査方法】(資料4・P17(d)、P21(a))

6. ①調査対象者への電話督促や訪問、②調査対象者の変更(選定替え)による再調査について、農林水産省から民間事業者にどのような指示を行うことを想定していますか。

II 農林業経営体調査票関連

第1回部会の議論において、経営体の居住地と耕地の所在地との関係について説明があったことを受けて、農林業経営体調査について、以下の質問をします(今回の計画では、実質的な変更のない部分で恐縮ですが)。

- ① 農林業経営体調査票6頁の「耕地(田・畑・樹園地)」においては、「居住地以外の市町村にある土地も含みます」とされていますが、例えば、A市に居住している経営体が保有している耕地は、他市町村に所在する耕地も含めて、全てA市の耕地として集計されることになりますか。
- ② 経営体の居住地と、その所有(又は経営)する耕地とが異なる市町村にある事例は、どのくらいの件数・面積があるか把握しておられますか。その数字があれば示してく

ださい。

もし、把握されていない場合、このようなデータについて、将来的に農林業センサスにおいて把握する必要はないでしょうか。

③ このような経営体の居住地と保有する土地の所在地との乖離は、統計の利用・分析に、どの程度影響があると考えられますか。

現状において、結果利用上の注意点として、公表資料上で明記されていますか。

6/5（月）第1回会議での質問・回答を踏まえた追加的な質問・指摘事項

資料4 農林業センサス 審査メモで示された論点に対する回答

この資料をベースにコメントをまとめました。

農林業経営体調査客体候補一覧表をベースに農業集落名簿を作成するというフレームに異議はありません。調査方法の変更による影響に関して、実施側と利活用側での共通の理解が得られることを念頭に、コメントいたします。

（1）除外農業集落に関する認識と論点について

P14 論点（a-1）

農業集落調査の母集団名簿の整備手順

農業集落境界と農林業経営体調査客体候補一覧表

この2つが、客体の所在地（住所）で紐づけされて「農業集落名簿」が作成されることを理解しました。

それを考えると、下記の認識でよいのか？疑問を感じます。

P18 論点（C）

今回除外される集落は、事実上、農業がおこなわれていない集落であると考えられるが…

所在地が一致する客体が存在しないだけなので、下記の有無とは別ではないかと思ったのですが、いかがでしょうか？

- ・耕地面積の有無
- ・経営耕地面積（経営体ベース、総農家ベース）の有無
- ※農業がおこなわれているかどうか

（2）除外農業集落に関する結果表

P18 論点（b）今回除外される集落について、前回まで調査対象に含めていた理由は何か。今後当該集落のデータは必要ないのか。

「除外」とは、2025年農林業センサス調査にあたり、農業集落境界と農林業経営体調査客
体候補一覧表との照合の結果「除外」されること、センサス調査のたびに照合作業を行う予
定であることを理解しました。

「農業集落内での活動状況」の設問に関する結果表

→除外集落を除いた結果表が作成・公開される この点は分かりました。

<追加質問>

「立地条件等」「農業集落の概況」の設問に関する結果表は、どのような母数を対象に作成・
公開されるのでしょうか？

(3) 調査方法について

.....
P17 選定された報告者が回答できない場合の対応手順を説明されたい

.....
P20 論点 (b) 調査員でフォローしなければならない作業量は想定できているか

.....
P18 論点 (a) 経営体調査の終了から農業集落調査の実施に至るまで、どのような事務が、
どのようなスケジュールで行われるのか。

.....
論点への回答をみると、調査対象者への電話督促→訪問回収も想定されているとのこと
でした。

加えて、民間事業者へ委託して以降のスケジュールには、農業集落名簿の上位（未回答）か
ら下位への調査対象者の選定替えその再発送・回収)の時間も見込んでいるとのこと説明があ
りました。

① 初回調査対象者への電話督促や訪問

② 調査対象者の変更（選定替え）による再調査

この二つの方法に関する、農林水産省側の指示（優先順位や回数制限など）はあるのでし
ょうか？

※細かな点で恐縮ですが、複数の論点に関する回答がより明瞭になるかと考え、コメントい
たしました。